

甲 第 6 号 議 案

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成  
27年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項から7の項までを次のように改める。

4 市長	児童福祉法による負担能力の認定 又は費用の徴収に関する事務であ って規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する 情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による母子生活支援施設におけ る保護の実施に関する情報であって規則で 定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号） による保護の実施若しくは就労自立給付金 の支給に関する情報（以下「生活保護関係 情報」という。）又は中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律（平成6年法律第30号）による

		支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の13の項を次のように改める。

13 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
----------	---	-------------------------

	する事務であって規則で定めるもの	
--	------------------	--

別表第2の15の項及び16の項を次のように改める。

15 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による措置に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の26の項を次のように改める。

26 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）の一部改正に伴い、個人番号の利用の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 号 議 案

岡山市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

岡山市行政不服審査法施行条例（平成28年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和 26 年市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 5 項」の次に「及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項」を、「給与」の次に「及び費用弁償」を加える。

第 2 条を次のように改める。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「パ

ートタイム会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。  
第2条の次に次の1条を加える。

(給料及び基本報酬)

第2条の2 職員には、正規の勤務時間(岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和36年市条例第48号。以下「勤務時間条例」という。))第3条の2第1項に規定する正規の勤務時間(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))にあつては、任命権者が定める会計年度任用職員に係る勤務時間)をいう。以下同じ。)における勤務に対する報酬として、給料を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間における勤務に対する報酬として、基本報酬を支給する。

第4条の3の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給料及び基本報酬)

第4条の4 フルタイム会計年度任用職員の給料月額、別表第3の3(以下「会計年度任用職員給料表」という。)アの表からコの表までに掲げる額の中から任命権者が定める額とする。

2 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、会計年度任用職員給料表アの表からコの表までに掲げる額の中から任命権者が定める額に、勤務時間条例第14条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。)とする。

3 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、会計年度任用職員給料表アの表からコの表までに掲げる額の中から任命権者が定める額を21で除して得た額に、勤務時間条例第14条の規定により定められたその者の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを規則で定める方法により処理して得た金額とする。)とする。ただし、任命権者が別に定める日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本

報酬の額は、会計年度任用職員給料表サの表に掲げる額の範囲内において任命権者が定める額とする。

4 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、会計年度任用職員給料表アの表からコの表までに掲げる額の中から任命権者が定める額を21で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを規則で定める方法により処理して得た金額とする。）を7.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを規則で定める方法により処理して得た金額とする。）とする。ただし、任命権者が別に定める時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、会計年度任用職員給料表シの表に掲げる額の範囲内において任命権者が定める額とする。

第6条の2第2項中「合計額」の次に「（フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料の月額）」を加える。

第11条第1項及び第3項本文中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同項ただし書中「勤務については、この限りでない」を「勤務時間に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を時間外勤務手当として支給する」に改め、同条第4項及び第5項中「第14条」を「第14条第1項」に改める。

第12条第2項中「第14条」を「第14条第1項」に改める。

第14条中「勤務1時間」を「日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員以外の職員の勤務1時間」に改め、「合計額」の次に「（月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員給料表アの表からコの表までに掲げる額の中から任命権者が定める額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基本報酬の額を勤務時間条例第14条の規定により定められたその者の1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

第15条第1項中「及び管理職手当は、」を「、管理職手当並びに月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に支給する基本報酬並びに地域手当及び初任給調整手当に相当する報酬は」に、「及び災害派遣手当は、」を「、災害派遣手当、月額で

基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当，時間外勤務手当，夜間勤務手当，休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に支給する報酬は」に改め，同条第3項中「前項の規定にかかわらず」を「第1項の規定にかかわらず，同項に規定する支給日以外の日に」に改める。

第16条第1項中「その日から給料」の次に「又は基本報酬」を，「により給料」の次に「又は基本報酬の」を，「定められた給料」の次に「又は基本報酬」を加え，同条第2項及び第3項中「給料」の次に「又は基本報酬」を加え，同条第4項中「により給料」の次に「又は基本報酬」を，「その給料」の次に「又は基本報酬の」を，「週休日」の次に「（会計年度任用職員にあつては，任命権者が定める日）」を加える。

第17条第2項中「及び住居手当」を「，住居手当及び報酬（基本報酬及び地域手当に相当する報酬に限る。）」に改め，同条第7項中「第18条の2及び第18条の3」を「第18条の3及び第18条の4」に，「第18条の2中」を「第18条の3中」に改める。

第18条第1項中「期末手当」の次に「（会計年度任用職員に係る期末手当を除く。以下この条において同じ。）」を加え，「この条から第18条の3まで」を「この条，第18条の3及び第18条の4」に，「次条及び第18条の3」を「第18条の3及び第18条の4」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2各号列記以外の部分中「者には，」の次に「第18条第1項及び」を，「基準日」の次に「（会計年度任用職員にあつては，会計年度任用職員基準日。以下この条及び次条において同じ。）」を加え，同条第1号中「支給日」の次に「（会計年度任用職員にあつては，会計年度任用職員支給日。以下この条及び次条において同じ。）」を加え，同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 会計年度任用職員に係る期末手当は，市長が定める日（次条において「会計年度任用職員基準日」という。）に在職する会計年度任用職員（市長が定める者を除く。）に対して，市長が定める日（次条において「会計年度任用職員支給日」

という。)に支給する。

2 会計年度任用職員に係る期末手当の額は、常時勤務を要する職を占める職員の期末手当との均衡を考慮し、市長が定める。

3 前2項に規定するもののほか、会計年度任用職員に係る期末手当に関し必要な事項は、市長が定める。

第19条第5項中「第18条の2中「」を「第18条の3中「第18条第1項及び」に改める。

第20条の3の次に次の5条を加える。

(臨時的任用職員についての適用除外)

第20条の4 第17条の規定は、法第22条の3第1項の規定により任用された職員には適用しない。

(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第20条の5 第3条から第4条まで、第5条、第6条、第6条の3、第7条の2、第14条の3から第14条の8まで及び第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

(パートタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第20条の6 第3条から第4条まで、第5条から第8条まで、第11条から第13条まで、第14条の2から第14条の8まで、第19条及び第20条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 第16条の規定は、日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員には適用しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条の7 パートタイム会計年度任用職員には、基本報酬のほか、初任給調整手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を職員(パートタイム会計年度任用職員を除く。)に対する当該手当の支給の例により支給し、地域手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に相当する費用弁償)

第20条の8 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員には、通勤手当

に相当する費用を職員（パートタイム会計年度任用職員を除く。）に対する通勤手当の支給の例により弁償する。

- 2 日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（市長が定める者を除く。）には、通勤手当に相当する費用を規則で定めるところにより弁償する。
- 3 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る通勤手当に相当する費用はその月分をその月の15日に弁償し、日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る通勤手当に相当する費用はその月分を翌月の15日に弁償する。ただし、それぞれの弁償日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に繰り上げて弁償することができる。
- 4 前項の費用は、任命権者が特に必要と認めたときは、これを繰り上げて弁償することができる。
- 5 パートタイム会計年度任用職員が退職し、又は死亡したときは、第3項の規定にかかわらず、同項に規定する弁償日以外の日に弁償することができる。
- 6 第17条の2、第17条の4及び第17条の5の規定は、パートタイム会計年度任用職員に係る通勤手当に相当する費用について準用する。

第22条を次のように改める。

#### 第22条 削除

別表第3の2の次に次の1表を加える。

別表第3の3（第4条の4関係）

会計年度任用職員給料表

ア 行政職1類

	月額（円）
1	150,400
2	153,400
3	156,400
4	159,400
5	162,400
6	165,500

イ 行政職2類

	月額（円）
1	184,700
2	188,400
3	192,100
4	195,800
5	199,500
6	203,200

ウ 行政職3類

	月額（円）
1	212,400
2	216,600
3	220,800
4	225,100
5	229,400
6	233,700

エ 幼稚園教育職

	月額 (円)
1	163,000
2	166,200
3	169,400
4	172,700
5	176,000
6	179,300

オ 保育職

	月額 (円)
1	161,600
2	164,800
3	168,000
4	171,200
5	174,500
6	177,800

カ 保育幼児教育職

	月額 (円)
1	162,100
2	165,300
3	168,500
4	171,800
5	175,100
6	178,400

キ 医療職1類

	月額 (円)
1	182,000
2	185,600
3	189,200
4	192,800
5	196,500
6	200,200

ク 医療職2類

	月額 (円)
1	192,700
2	196,500
3	200,300
4	204,200
5	208,100
6	212,000

ケ 医療職3類

	月額 (円)
1	201,600
2	205,600
3	209,600
4	213,600
5	217,700
6	221,800

コ 特定職（月額）

	月額（円）
医師以外	365,400以内
医師	686,300以内

サ 特定職（日額）

	日額（円）
医師	40,600以内

シ 特定職（時間額）

	時間額（円）
医師以外	3,000以内

(岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第14条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員であつて地公法第22条の2第1項第2号に掲げるもの（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 第1項の規定にかかわらず、職員であつて地公法第22条の2第1項第1号に掲げるもの（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

第11条中「期末手当」の次に「（地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に係る期末手当を除く。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 会計年度任用職員に係る期末手当は、市長が定める日に在職する会計年度任用職員に対し、市長が定める日に支給する。

3 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員に係る期末手当に関し必要な事項は、市長が定める。

第18条を次のように改める。

## 第18条 削除

第18条の2の次に次の3条を加える。

(臨時的任用職員についての適用除外)

第18条の3 第16条の規定は、地公法第22条の3第1項の規定により任用された職員には適用しない。

(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第18条の4 第4条、第4条の3、第12条及び第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

(パートタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第18条の5 第4条、第4条の3及び第12条から第13条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

(岡山市職員厚友会条例の一部改正)

第4条 岡山市職員厚友会条例(昭和41年市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「再任用職員、臨時的任用職員及び嘱託員を除く」を「岡山県市町村職員共済組合の組合員である者に限る」に改める。

(岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例(昭和27年市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「こえて」を「超えて」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和27年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当

及び宿日直手当に相当する報酬を除く。)の額)」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成28年市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(岡山市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第10条 岡山市職員等の旅費に関する条例(昭和36年市条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名中「旅費」を「旅費等」に改める。

第1条第1項及び第2項中「旅費」の次に「及び費用の弁償」を加える。

第3条第1項中「職員が」を「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(第30条において「パートタイム会計年度任用職員」という。)を除く。以下同じ。)が」に改め、同条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

(費用の弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員に対し、職員に対する旅費(第14条に規定する旅費をいう。以下この条において同じ。)の支給の例により、旅費に相当する費

用を弁償する。

(岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成28年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第2条」を「第2条の2第1項」に改める。

(岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「，地方公務員法」に改め，「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定する職員」を加え，同条に次の2項を加える。

4 前項の規定にかかわらず，企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるもの（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の手当の種類は，初任給調整手当，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，期末手当及び退職手当とする。

5 第3項の規定にかかわらず，企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるもの（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の手当の種類は，初任給調整手当，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当及び期末手当とする。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第18条の3の次に次の3条を加える。

(臨時的任用職員についての適用除外)

第18条の4 第17条の規定は，地公法第22条の3第1項の規定により任用された職員には適用しない。

(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第18条の5 第4条，第6条，第6条の3，第7条の2，第11条の2，第14条及び第14条の2の規定は，フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

(パートタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第18条の6 第4条, 第6条, 第6条の3, 第7条の2, 第11条の2及び第14条から第15条までの規定は, パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

(岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第13条 岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成13年市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「, 地方公務員法」に改め, 「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定する職員」を加え, 同条に次の2項を加える。

4 前項の規定にかかわらず, 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるもの(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の手当の種類は, 初任給調整手当, 地域手当, 通勤手当, 特殊勤務手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 宿日直手当, 期末手当及び退職手当とする。

5 第3項の規定にかかわらず, 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるもの(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の手当の種類は, 初任給調整手当, 地域手当, 通勤手当, 特殊勤務手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 宿日直手当及び期末手当とする。

第26条を次のように改める。

(臨時的任用職員についての適用除外)

第26条 第21条の規定は, 地公法第22条の3第1項の規定により任用された職員には適用しない。

第29条を第31条とし, 第28条の次に次の2条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第29条 第4条, 第6条, 第8条, 第10条, 第15条, 第18条及び第18条の2の規定は, フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

(パートタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第30条 第4条, 第6条, 第8条, 第10条, 第15条及び第18条から第19条までの規定は, パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本市の非常勤職員として勤務し、報酬を受けていた者が、施行日以後引き続き同種の業務を行う本市の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）として勤務する場合において、当該職員に係る給料月額又は基本報酬月額が、施行日の前日において当該職員に適用される報酬月額に達しないこととなる者（市長が別に定める者を除く。）には、令和5年3月31日までの間、給料月額又は基本報酬月額のほか、その差額に相当する額を給料又は報酬として支給する。
- 3 前項の規定により差額に相当する額の給料又は報酬を支給される者のうち、市長が別に定めるものに対する前項の規定の適用については、「令和5年3月31日」とあるのは、「令和8年3月31日（同日以前にその者が60歳に達する場合にあっては、その者が60歳に達する日以後の最初の3月31日）」とする。
- 4 会計年度任用職員のうち、市長が別に定めるものについては、令和8年3月31日（同日以前にその者が60歳に達する場合にあっては、その者が60歳に達する日以後の最初の3月31日）までの間、第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例第18条の2第2項に規定する期末手当の額に加え、同条例第19条第2項第1号の規定に準じた額の範囲内において市長が定める額を期末手当として支給する。  
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部改正)
- 5 次に掲げる条例の規定中「岡山市職員等の旅費に関する条例」を「岡山市職員等の旅費等に関する条例」に改める。
  - (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成28年市条例第58号）第7条
  - (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年市条例第35号）第9条及び別表

- (3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）第8条，第9条第1項，別表第2及び別表第3
- (4) 岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成27年市条例第76号）第4条第6項
- (5) 証人等の実費弁償に関する条例（昭和33年市条例第37号）第3条第2項及び別表
- (6) 岡山市吉田財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年市条例第81号）別表
- (7) 岡山市下谷財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年市条例第82号）別表
- (8) 岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例（昭和27年市条例第56号）第4条第1項及び第2項並びに別表
- (9) 岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例（昭和39年市条例第54号）第7条第1項及び別表第1

#### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い，会計年度任用職員等の給与等に関し必要な事項を定める等のため，関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第 1 条 岡山市市税条例（昭和 25 年市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 6 第 1 項中「においては，法第 314 条の 7 第 1 項」を「には，同項」に，  
「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め，  
同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項」に改める。

附則第 5 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号」に改める。

附則第 7 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め，同条第 1 項中「によつて」を「により」に，「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に，「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に，「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め，同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 8 条中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に，「においては」を「には」に改める。

附則第 9 条の 2 の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 18 項」を「附則第 15 条第 19 項」に改め，同条第 5 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め，同条第 6 項中「附則第 15 条第 29 項第 1 号」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号」に改

め、同条第7項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第25項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第9条の3第1項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第2項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第3項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項と

し、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

第2条 岡山市市税条例の一部を次のように改正する。

第26条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第26条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第26条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第26条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第26条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第6項若しくは第7項」を「同条第7項若しくは第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第17条の2の6中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加え、同条を附則第17条の2の7とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
第2号ウ(ア)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ウ(イ)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第63条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ(ア)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ウ(イ)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第63条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
第2号ウ(ア)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ウ(イ)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第17条の2の5に次の1項を加え、同条を附則第17条の2の6とする。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第62条の3（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第17条の2の4を附則第17条の2の5とし、附則第17条の2の3を附則第17条の2の4とし、附則第17条の2の2を附則第17条の2の3とし、附則第17条の2に次の3項を加え、同条を附則第17条の2の2とする。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合

を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第17条の2の4の規定により読み替えられた第62条の5第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第17条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第17条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第17条の2の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第61条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第17条の3を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第64条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第65条及び第66条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 岡山市市税条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第17条の2の7第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車

税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(岡山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、岡山市市税条例第29条の8第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項

の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第1条のうち、岡山市市税条例附則第17条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第17条の2の5第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加える。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

第5条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「附則第17条の2の6の」を「附則第17条の2の7の」に改め、同項の表中「附則第17条の2の6第1項」を「附則第17条の2の7第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第5条並びに附則第7条の規定 令

和元年10月1日

(2) 第2条のうち岡山市市税条例第26条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに同条例第26条の3の2の見出し及び同条、第26条の3の3の見出し及び同条並びに第26条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中岡山市市税条例第16条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の6並びに附則第5条の4及び第8条の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の6第1項及び附則第8条の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第8条	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）

	送付	送付又は岡山市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年市条例第 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の岡山市市税条例附則第 7 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付
--	----	--

4 新条例附則第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年 6 月 1 日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例（次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。）第 26 条の 2 第 5 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2 年新条例第 26 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき岡山市市税条例第 26 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 26 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 2 年新条例第 26 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項にお

いて「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第26条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例第16条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第9条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、都道府県等に対する寄附金に係る個人市民税の寄附金税

額控除における指定制度の導入，軽自動車税の特例措置の見直し等を行うため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 1 0 号 議 案

岡山市災害弔慰金等支給審査会条例の制定について

岡山市災害弔慰金等支給審査会条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市災害弔慰金等支給審査会条例

(設置)

第1条 岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年市条例第41号）による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審査するため、岡山市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関する事項
- (2) 災害障害見舞金の支給に係る障害と災害との因果関係に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士その他法律に関し学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。  
(会長等)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が審査会に諮って定め、その他必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市災害弔慰金等支給審査会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 1 1 号 議 案

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山市漁港管理条例（昭和48年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「1月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、3年）」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法第34条第4項に規定する模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、漁港施設の占用許可の期間の上限を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 1 2 号 議 案

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例

岡山市証明事務等手数料条例（平成12年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第25号ウ（ア）から（エ）までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 1 3 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第10項の表に次のように加える。

福田緑道	岡山市南区福田，南区浦安西町
------	----------------

別表第5第1項第3号の表中 「

電灯	1灯1時間につき	21円
----	----------	-----

」を

「

電灯	岡山市総合文化体育館第1競技場及び第2競技場	1灯1時間につき	9円
	六番川水の公園体育館競技場	1灯1時間につき	21円

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5第1項第3号の表の改正規定は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第5第1項第3号の表の規定は、別表第5第1項第3号の表の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

## 提案理由

福田緑道を設置するとともに、岡山市総合文化体育館の電灯の使用料の額及び利用料金の額の範囲を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 1 4 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第9号中「法第48条第1項ただし書」を「法第48条第16項各号のいずれにも該当しない場合における同条第1項ただし書」に改め、「含む」の次に「。以下「法第48条各項ただし書」という」を加え、同条中第57号を第61号とし、同条第56号中「第86条の8第3項」の次に「（第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第58号とし、同号の次に次の2号を加える。

(59) 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 120,000円

(60) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 160,000円

第8条第55号中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同号を同条第57号とし、同条中第54号を第56号とし、第13号から第53号までを2号ずつ繰り下げ、同条第12号中「又は第5項第3号」を「第5項又は第6項第3号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 法第48条第16項第1号に該当する場合における法第48条各項ただし書の規定による用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 120,000円

(11) 法第48条第16項第2号に該当する場合における法第48条各項ただし書の規定による用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 140,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、建築の許可等の申請に対する審査手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 1 5 号 議 案

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岡山市建築基準法施行条例（平成12年市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第43条第2項第2号」を「第43条第2項第1号の認定及び同項第2号」に、「第10条の2の2第1号、第2号及び第3号」を「第10条の3第1項に定める道並びに同条第4項第1号、第2号及び第3号」に改める。

第5条第1項ただし書中「第10条の2の2第3号」を「第10条の3第4項第3号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改める。

第8条第2項中「仮設興行場等」の次に「及び法第87条の3第5項に規定する興行場等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 1 6 号 議 案

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市消防事務手数料条例（平成12年市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
別表3の項（4）中「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）で定めるもの」を「危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンク」に、「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則で定めるもの」を「同令第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンク」に改め、同項（5）ウ中「1, 580, 000円」を「1, 590, 000円」に改め、同エ中「1, 940, 000円」を「1, 950, 000円」に改め、同オ中「2, 260, 000円」を「2, 270, 000円」に改め、同表6の項中「危険物の規制に関する規則で」を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第2条各号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ当該各号に」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行し、改正後の岡山市消防事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法に基づく危険物の貯蔵所の設置許可申請に対する審査の手数料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 1 7 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第30条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第30条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第37条の2第3項中「規則」を「省令」に改める。

第38条第3項及び第42条第2項中「規則」を「省令」に改める。

第58条中「手続き」を「手続」に、「市規則」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改

正に伴い、住宅用防災機器の設置に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 1 8 号 議 案

岡山市水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道条例の一部を改正する条例

岡山市水道条例（平成9年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項の表指定給水装置工事事業者登録手数料の項の次に次のように加える。

指定給水装置工事事業者登録更新手数料	10,000円
--------------------	---------

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者登録更新手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 1 9 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表岡山市立瀬戸公民館玉井分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

岡山市立瀬戸公民館玉井分館を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 5 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定区分」を「教育・保育給付認定区分」に改め、同項第1号中「別表第1に定める額」を「0円」に改め、同項第2号中「別表第2」を「別表」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表第1に定める額」を「0円」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表第2」を「別表」に改める。

第4条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表第2」を「別表」に改める。

第5条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第3条関係）

教育・保育給付認定区分：2号認定又は3号認定	
各月初日の教育・保育給付認定子ども	利用者負担額（月額 単位：円）

もの属する世帯の階層区分		保育標準時間		保育短時間			
階層区分	定義	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上		
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（同法第11条第2項の単給の場合を含む。）の属する世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0		
B階層	A階層を除き、当該年度分	0	0	0	0		
C階層	（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税（特別区民税を含む。）の額の区分が次の区分に該当する世帯	1	均等割のみ課税	9,000	0	8,800	0
	2	所得割合算額10,800円未満	10,000	0	9,800	0	
	3	所得割合算額10,800円以上48,600円未満	12,000	0	11,700	0	
	4	所得割合算額48,600円以上57,700円未満	14,000	0	13,700	0	
	5	所得割合算額57,700円以上65,000円未満	16,000	0	15,600	0	
	6	所得割合算額65,000円以上81,000円未満	20,000	0	19,500	0	
	7	所得割合算額81,000円以上97,000円未満	24,000	0	23,500	0	
	8	所得割合算額97,000円以上121,000円未満	28,000	0	27,400	0	
	9	所得割合算額121,000円以上145,000円未満	32,000	0	31,300	0	

	10	所得割合算額 145,000 円以上 169,000 円未満	36,000	0	35,300	0
	11	所得割合算額 169,000 円以上 199,000 円未満	40,000	0	39,200	0
	12	所得割合算額 199,000 円以上 229,000 円未満	43,000	0	42,200	0
	13	所得割合算額 229,000 円以上 301,000 円未満	45,700	0	44,900	0
	14	所得割合算額 301,000 円以上 397,000 円未満	48,000	0	47,100	0
	15	所得割合算額 397,000 円以上	55,700	0	54,700	0

備考

- この表において、「保育標準時間」とは、支援法第20条第3項に規定する保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われるものをいい、「保育短時間」とは、同認定のうち、同項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われるものをいう。
- この表において、「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割合算額」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額をいう。ただし、当該所得割を計算する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者を指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとし、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第

7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。

- 3 備考2の所得割を計算する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 4 この表の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯がC階層1からC階層4までに該当する場合において、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて2人目の特定被監護者等である満3歳未満保育認定子ども（支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもを

いう。以下同じ。) この表の額の2分の1に相当する額

(2) 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等が3人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて3人目以降の特定被監護者等である満3歳未満保育認定子ども 0円

5 この表の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯がC階層5からC階層15までに該当する場合において、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。ただし、教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等が3人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて3人目以降の特定被監護者等である満3歳未満保育認定子ども(第2号に該当する者を除く。)に係る利用者負担額は、この表の額に第1号の規定を適用して得た額の2分の1に相当する額とする。

(1) 同一世帯において、負担額算定基準子ども(支援法施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が2人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて2人目の負担額算定基準子どもである満3歳未満保育認定子ども この表の額の2分の1に相当する額

(2) 同一世帯において、負担額算定基準子どもが3人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて3人目以降の負担額算定基準子どもである満3歳未満保育認定子ども 0円

6 この表並びに備考4及び備考5の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯である場合において、C階層1からC階層3までに該当するときの満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、この表に掲げる当該階層の利用者負担額から1,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額とし、教育・保育給付認定子どもの属する世帯の所得割合算額が48,600円以上77,101円未満であるときの満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、この表に掲げる当該階層の利用者負担額の2分の1に相当する額とし、9,000円を限度とする。ただし、教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等が2人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて2人目以降の特定被監護者等である満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

(2) 次に掲げる児（者）（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）の属する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

(3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と同程度又は準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

7 教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の4に規定する里親である場合は、A階層世帯とみなす。

別表第2を削る。

#### 附 則

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例は、令和元年10月以後の月分の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用について適用し、同年9月分までの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、

教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用については、なお従前の例による。

- 3 利用者負担額の決定及び通知その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の規定の例により行うことができる。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。